

ガルダン以前のオイラット

——若松説再批判——

宮 脇 淳 子

一 論争の経過

かつて筆者は、学界展望「わが国における十五—十七世紀の北アジア史研究」〔『東洋史研究』三九—二、一九八〇年九月〕で、それまでわが国における十七世紀オイラット史の定説となっていた若松寛氏の一連の研究に疑問を表明し、次いで「十七世紀のオイラット——『ジュン・ガル・ハーン』国に対する疑問——」〔『史学雑誌』九〇—一〇、一九八二年十月〕では、氏の研究に対する全面的批判を行なった。先般、若松氏が発表された「ジュンガル王国の形成過程」〔『東洋史研究』四一—四、一九八三年三月〕と題する論文は、これら先に筆者が行なった批判に対する反論の形式を取っている。

しかし、形式はともかく、その実体は何ら有効な反論になっていないのである。しかもここでは、氏の先行する諸論文の誤謬を踏襲するのみならず、さらに新たな誤謬を重ねた部分が散見される。氏の論は、今や次代の研究者

を感わし、今後のオイラット史研究の進展を妨げる障害となるもので、筆者が新たな全面的批判の必要を感じた所以である。

前述の『史学雑誌』上での若松氏批判の後、筆者はすでに三度の学会発表と、先般刊行された論文において、十七世紀のオイラット史に関する自己の見解を明らかにしている。まず、一九八一年十二月に台北市で開催された第六回東亜阿爾泰^{アルタイ}学会において、“The Oyrad of the seventeenth century: ‘The Dzungar Khanate’ revisited”と題して研究発表を行なったが、ここでは、若松氏の論はそのほとんどをズラートキン著『ジューン・ガル・ハーン国史』⁽¹⁾に依拠しており、氏の誤謬も又これに由るものであることを証明した⁽²⁾。その後の第十九回野尻湖クリルタイにおける発表「『ジューン・ガル・ハーン国』以前のドルベン・オイラット」(一九八二年七月)と、史学会大会東洋史部会における発表「ドルベン・オイラットの構造と牧地」(一九八二年十一月)では、種々のモンゴル語及びオイラット語史料を利用することによって、十三世紀以来十七世紀に至るオイラット史の実像を解明してきた。

かつて述べた如く⁽³⁾、筆者がオイラット史研究に着手した動機は、筆者のデビュー論文「十七世紀清朝帰属時のハルハ・モンゴル」(『東洋学報』六一・二、一九七九年十二月)で残る課題とした、オイラットと密接な関係のあったハルハ右翼の内乱の原因究明の必要であった。過去のオイラット史研究の誤謬を正し、新たなオイラット史を構築できた今、最初の目標はようやく達せられた。先般刊行された「モンゴルIIオイラット関係史——十三世紀から十七世紀まで——」(『アジア・アフリカ言語文化研究』二五、一九八三年三月)は、十三世紀にモンゴルとオイラットが歴史舞台上で登場してから、十七世紀末にハルハ・モンゴルが清朝に帰属するまでの、四百年に亘るモンゴルIIオイ

ラット関係の変遷を背景に、ハルハ右翼の内乱の原因を説明したものである。

これら一連の研究を通じて、十七世紀のオイラット史に関する筆者の最初の見解は、さらに確固たるものとなった。一六七六年ジューン・ガル部のガルダンが、ホシュート部のオチルト・チエチエン・ハーンを襲い、その衆を併せて自らドルベン(四)・オイラットのハーンとなるまで、「ジューン・ガル・ハーン国」——それが『国家』という名に値するならば——などというものは存在しなかったのである。

本論では、右に挙げた「モンゴルIIオイラット関係史」(以下「宮脇、一九八三」と略称)を参照しながら、若松説の再批判を進めることとする。なお、本一九八三年五月二十一日に早稲田大学で開催された日本モンゴル学会春季大会において、筆者は『ジューン・ガル・ハーン国』論争——若松寛氏の反論に答えて——と題して、すでに再批判を始めている。⁽⁴⁾

二 「王国」と「ハーン国」

若松氏は、論文を次のように書き出している。

「本稿はオイラト族⁽⁵⁾の民族国家ジュンガル王国がジュンガル部族長バートウル・ホンタイジの下に形成された過程を実証的に論じたものである。……△二行略(後で論ずる)……バートウル・ホンタイジの後、ジュンガル王国の君主の地位を得たガルダンは一六七八年にダライラマ五世よりボンヨクトウ・ハーンに封ぜられたが、これよりジュンガル王国をジュンガル・ハーン国と呼んでも差支えない。」

若松氏が書き出しから論点をすりかえていることに、賢明なる読者はお気づきであろう。「王国」と「ハーン国」は、一体どこが違っているのか、氏は定義しない。ところが、氏自身が五頁あと（七九頁）で、「一六一六年のベトロフらの報告中に、ドルベトのダライ・タイシが全カルマク地方の王と称されながらも、彼自身は自らを王とは書かなかった」ことを述べて、「この場合の王とはハーンの謂に相違あるまい。」と記しているのである。

そこで、氏の冒頭の文を解釈し直すと、「ジュンガル部」の「族長」である「バートル・ホンタイジ」が治めた「オイラト族の民族国家」が、「ジュンガル王国」即ち「ジュンガル・ハーン国」であり、「ホンタイジ」が「王」即ち「ハーン」ということになる。

ところが、「ホンタイジ」は「皇太子」の謂であり、元朝以後十七世紀に至るまで、モンゴルにおいてハーンに次ぐ地位を意味した。「ハーン」「ホンタイジ qong tayiji」「タイシ tayiji(太子)」の称号は、いずれもチンギス・ハーンの血を引く狭義のモンゴル族⁽⁶⁾にのみ許された称号であつて、オイラット族の指導者は、トゴン、エセン以後「タイシ tayisi(太師)」を称することが多かつた⁽⁷⁾。十七世紀のロシア史料がオイラットの諸首長を「タイシヤ takma」と呼ぶのは、「タイシ」の謂であつて、若松氏がこれをモンゴル語の「タイジ(台吉)」と同一視するのは誤りである。

その「ホンタイジ」号がオイラットに登場するのは、バートル・ホンタイジが最初であるが、これは即ち、その同時代にオイラットに初めて「ハーン」が誕生したことを意味する。これがホシュートのバイバガスであり、彼を継いだその弟グシ・ハーンであつたのであるが、詳細は後で述べる。

ともかく、ホンタイジがハーンを兼ねることはあり得ず、百歩譲って若松氏の言う「王国」が「ホンタイジ国」を意味すると仮定しても、父のホンタイジ号すら継がなかった次のセンゲの時代に、「オイラト族の民族国家ジュンガル王国」が存在した筈がないのである。若松氏は、一六六五年のロシア使節の報告にあるセンゲの言「我が父コンタイシャの後、今全ウルスを私センゲが支配している」を、「センゲが自らジュンガル王国の君主であることを明らかにしたものと解するが、ウルスとは部衆の意味にすぎない。氏自身がかつて「バートル・ホンタイジは在世中に自己の隷属民 Ems を折半し、一半をセンゲ個人に、一半を他の八子に分与した」と述べたではないか。⁽⁹⁾氏は一体「オイラト族の民族国家」の「君主」を如何なるものと認識しているのだろうか。

実際には、バートル・ホンタイジは、ドルベン・オイラットの一構成集団、ジューン・ガル部の部族長にすぎず、オイラットの他集団の首長たち、例えばホシユート部のグシ・ハーンやその兄のクンデレン・ウバシ、故バイバガスの息子オチルト・タイジとアバライ、ドルベト部のダライ・タイシ、トルグート部のホー・オルロク等は各自、自己の部衆 Ems を所有していた。バートル・ホンタイジが如何に優秀な指導者であったとしても、これら同時代の他の部族長たちが彼の臣下であったと記した文献は存在しない。若松氏は、オイラットの一構成集団ジューン・ガル部のみを指して「オイラト族の民族国家」と呼ぶのであろうか。

バートル・ホンタイジは「王」でも「ハーン」でもなく、まして「民族国家」の「君主」であったこともない。「民族国家」などという近代的な概念を、定義もせずに使用すること自体、論理を曖昧にするものである。筆者は、ガルダン以降の「ジューン・ガル・ハーン国」を「民族国家」であると考えたことはない。これを常にかぎを

付して扱うのは、「ジューン・ガル・ハーン国」が二十世紀の国家の概念からはほど遠いが、それでもなお、ロシアや清という二大帝国に対抗し得た存在であったからである。

ガルダンは、組織を持つ「王国の君主の地位を得た」のではなく、実力でジューン・ガル部の部族長になり、実力でホシュート部からハーン号を奪ったのであった。チベットのダライラマ政権はこれを追認したに過ぎないが、しかし国外の権威から承認されることこそ、「国家」の首長にとつての必要条件である。

若松氏は、ハーン号の意味を全く理解しなかった。氏の新しい論文も、結局以前の自説の「ハーン国」を「王国」に言い換えて論点をすりかえただけで、何ら史実を「実証的に論じたもの」ではない。氏の論が如何に虚構の積み重ねから成り立っているか、もう少し具体的に見てみよう。

三 モンゴル・オイラット法典

若松論文の冒頭の文章で△二行略▽した部分は、次の如くである。「彼（バートゥル・ホンタイジ）は父カラクラの遺業を受けてオイラト族を統一した後、一六四〇年に大法典を制定した。この大法典こそ新国家の統治体制に関する根本法であつたと解されるのである。」また、後の方でもこう述べる。「このように（筆者註——若松氏の根拠が誤っていることについてはさらに後で論ずる）大法典は西蒙古人社会に最も適合するように制定されていた。——（中略）」

——以上の如き大法典の性格から見れば、その制定の立案者はバートゥル・ホンタイジであり、制定のための集會の場所もジュンガリアこそ適しいのであつて、その場所をハルハに置く必然性は何もないであろう。——（中略）——

(オイラット)のノヨン等は、大法典を始めて記した。⁽¹⁰⁾」

オイラットに伝わった右の法典前文によると、ハルハ右翼のエルデニ・ジャサクト・ハーンを盟主として、ハルハ王公十三名、オイラットからは十五名が会議に参加して、法典を制定したことが明らかである。なお、庚辰年の仲秋月(八月)五日は、西暦一六四〇年九月二十日に相当する。

さて、モンゴルとオイラットはこの一六四〇年まで、長い間敵対関係にあった。十五世紀中葉にオイラットのエセンが殺された後、モンゴルが再びダヤン・ハーンのもとに統一されると、ダヤン・ハーンの後裔はオイラットに對する征服戦争に勝利を収めながら、外モンゴルに住地を広げたのである。十六世紀中葉、トゥメト部のアルタン・ハーンが最初のオイラット討伐を行ない、ハンガイ山脈とアルタイ山脈の間でホイト部の首長を殺した。この後オルドス部のフトクタイ・セチエン・ホンタイジとブヤン・バートル・ホンタイジは、トルグート、ホイト、バートルト、ドルベト等のオイラット各部を、外モンゴル西部からイルティシユ河に至る各所で破った。そして外モンゴルに移住したハルハが、この後オイラット討伐の任を一手に引き受けたのである。⁽¹¹⁾

先のモンゴル・オイラット会議の提唱者、エルデニ・ジャサクト・ハーンの父のライフル・ハーンは、オイラットと何度か戦った後、一六〇六年にエメール河口のシャラ・フルスンでこれと対陣して和を結び、オイラットを支配下に入れた。ライフル・ハーンの従弟シヨロイ・ウバシ・ホンタイジこそ、十七世紀初めシベリアに進出した新興勢力ロシアに対してアルタン・ハーンを自称した人物で、彼はオイラット諸部に君臨するハーンであったのである。しかし一六二三年に四オイラット連合軍は総力をあげてモンゴル軍と戦い、ウバシ・ホンタイジを殺してその

支配から解放された。一方オイラットに対立してきたモンゴルは、一六三四年に唯ハルハ部のみを残して満洲皇帝の臣下となった。満洲族——一六三六年国号を大清と定め、一六四四年には北京に入って中国を支配するに至った——の擡頭に脅威を覚えたハルハ部は、かつての敵である西隣のオイラット諸部と同盟を結ぶことにしたのである。⁽¹²⁾

一六四〇年のモンゴル・オイラット会議を提唱したのはハルハのジャサクト・ハーンであつて、若松氏の言うようなジューン・ガルのバートル・ホントイジではない。ましてこの時制定された大法典が「ジュンガル王国成立の記念碑的所産」(若松、一〇五頁)であつたなど、史実誤認も甚しい。若松氏は法典の条文を読んだことがあるのだろうか。

モンゴル・オイラット法典の第一条は、モンゴルとオイラットの同盟、結束を約したものであり、第二条は、アマクやウルの掠奪に対する賠償規範であるが、第三条には「丁巳(一六一七)の年からのち戊辰(一六二八)の年まで、バルグ、バートト、ホイト人でモンゴルに在るのはモンゴルのものとした。オイラットに在るのはオイラットのものとした。彼等以外の生存者は、すべて遲滞なく相互に引き取ることになつた」とある。⁽¹³⁾この、通称「モンゴル・オイラット法典」は、近代的な概念で言うならば「同盟条約」なのであつて、⁽¹⁴⁾ロシア人の意見を盲信する若松氏の言うような「新国家の統治体制に関する根本法」などではない。

当時のオイラットは部族連合であつて、部族長は各自、自己の部衆を所有していたことはすでに述べたが、ハルハでも事情は同じであつた。右翼のジャサクト・ハーンや左翼のトシェート・ハーンだけでなく、同じくゲレセン

ジェの後裔である多くの王公たちが各自、自己の部衆を所有していたのである。

ステップの「国家」について、島田正郎氏は次のように言う。即ち、オイラットやハルハなどは、通常これを同盟と呼ぶように、利害を同じくするいくつかの部族が、内部的結合と外敵を防禦する必要上生まれた協調に過ぎない。ステップの歴史には、統一国家といえるような政治のかたちが作られたことはない⁽¹⁶⁾。と。島田氏は、法の実証研究に基づいてこの結論を導き出したのであるから、モンゴル法自体が証拠となるのである。氏は続けて言う。

ステップにおいて最も強固な政治形態と見られるモンゴル・ウルス、しかも卓抜した権力者チンギス・ハーンの手になるヤサ（一二〇六年制定）にしても、彼自身の立法規定は補助的法源の域を出ず、根本法源はあくまで固有の慣習と認められる。しかもそれは、集団間にまたがる事件にだけ適用されるにとどまり、同一集団内の事件の処理は、当該集団の自由に委せられ、ハーンの権威と雖も、これに介入するを得なかつたことを見落してはならない。モンゴル・オイラット法典やハルハ・ジロム、清朝が作った蒙古律書、蒙古律例、理藩院則例などは、そのいずれもが集団にまたがる事件の処理法を規定した裁判規範と看做すべきもので、しかもこれらもまたその大半は慣習を集成したものであって、新たな立法規定と看做し得るものは少ない⁽¹⁶⁾。

法典が制定されたからには「民族国家」が存在したに違いないと、ズラートキン以下ほとんどのロシア人研究者は考えているようだが、これはモンゴル語の *čayja/cāzi* を「法典」(*zakon* 又は *zakono*) と訳することに惑わされた誤認か、或いはこれを意図的に利用したものであろう。若松氏はロシア人の説を無批判に踏襲しているのであ

モンゴル・オイラット法典は、これまで敵対関係にあったハルハとオイラットの和解を取り決めた同盟条約であり、同時に、部族連合であるハルハとオイラットそれぞれの内部における、集団間にまたがる事件の処理法を規定した裁判規範であった。内モンゴルを支配下に入れた清朝と新興勢力であるロシアに対抗するため、彼等残されたモンゴル族は、大団結する必要に迫られたのである。

一六四〇年に制定された法典が「ジュンガル王国成立の記念碑的所産」などではなかったことは以上によって明らかであるが、このモンゴル・オイラット会議がハルハのジャサクト・ハーンの提唱により、モンゴルの地で開催されたことの証拠はさらに二つある。

第一に、一六四〇年当時オイラットの地に派遣されていたロシア使節の報告があり、第二に、当時のオイラット随一の高僧ザヤ・パンディタの伝記があるが、いずれも第一級の同時代史料である。若松氏がモンゴル史料を引用しないのはともかく、氏自身が常々これに依って立つことを自負するロシア古文書資料を見落としているのは、如何なる理由からであろうか。さて、まずロシア使節の報告から見ることにしよう。

ロシア使節メンシヨイ・レメゾフ *Меншиков Ремезов* は、ユリウス暦一六四〇年六月三日（グレゴリオ暦六月十三日）にトボリスクからヤムシ湖に向かって出発した。トボリスクからタラまで十六日かかり、タラで十日間滞留した後、七月二十七日（八月六日）にヤムシ湖に至ったが、その時ヤムシ湖にはコンタイシャ *Контаяша* もクラ・タイシャ *Кыта-тайша* もいなかった。そこで、メンシヨイ・レメゾフは八月十五日（八月二十五日）にヤムシ湖を出発して、六日でクラ・タイシャのウルスに到着した。八月三十一日（九月十日）にメンシヨイ・レメゾフはクラ・

タイシャと共にコンタイシャの方へ向かったが、白湖 *Белое озеро* に至ってクラ・タイシャは引き返した。メンシヨイ・レメゾフは旅を続けて、九月二十四日(十月四日)にコンタイシャの大妃 *Голднан Жена* の、イシユート *Исюр* 地区 *Урочине* にあったウルスに到着した。当時コンタイシャはウルスにおらず、モンゴル *Мурат* に遠征 *Нохол* 中であると告げられた。十月十日(十月二十日)になって、コンタイシャはモンゴルの地 *Муральская земля* から大妃のウルスに戻って来た。⁽¹⁷⁾

先に述べたように、モンゴル・オイラット法典が調印されたのは、西曆に換算すると一六四〇年九月二十日のことであるから、ロシア使節が到着した十月四日にバートル・ホンタイジが自分のウルスにおらず、十月二十日になってモンゴルの地から帰ったのは、まさしく、バートル・ホンタイジがモンゴルの地で開催された会議に出席していたことの証明に他ならない。また、「遠征」と訳した *нохол* は、必ずしも軍事遠征のみでない、長途の旅行を意味する用語で、モンゴル語及びオイラット語の *ayan* に対応する。このことから、モンゴル・オイラット会議の開催地が、バートル・ホンタイジのウルスから遠く離れていたことを確認できるのである。

次に、第二の証拠であるザヤ・パンディタの伝記を見てみよう。これにはモンゴル文とオイラット文のテキストがあるが、内容はほとんど同じである。モンゴル語の題名は *Rajamba jay-a bandida-yin tuyuji, saran-u genel kemekü ene metu bolai.* (ラフジャンバ・ザヤ・パンディタの伝記、月光というものはかくの如し) と言い、著者はパンディタ一世と二世の側近に奉仕した僧ラトナバドラである。この伝記は、ザヤ・パンディタ一世がオイラットのホシユート部に一五九九年に生まれたところから始まり、一六六二年に一世が入寂した後は、その転生であるザヤ・バ

ンディタ二世の伝記を記して、その記事は一六九一年に及んでいる。即ちこの『ザヤ・パンディタ伝』は、一六九六年のジョン・モドの戦い以前の、ガルダン・ボショクト・ハーンの治世に成立したものである。この書の全文は未だに如何なる言語にも翻訳されていないが、これが十七世紀のオイラットの実情を語る一等史料であることは論を待たない。以下に、『ザヤ・パンディタ伝』中の、一六四〇年前後の記事を紹介する。

ザヤ・パンディタ一世は、ホシュートのゴローチン Gōrogin / Gōrocin オトクのバーバハン Bayabayan / Babaxan の第五子である。己亥（一五九七）の年に生まれ、十七歳の時（一六一六年）、ホシュートのバイバガス・バートル・ノヤン Bayibayas bayatur noyan の養子として出家し、丁巳（一六一七）の年にチベットに留学した。ラブジャンバの学位を取得し、一六三五年にはダライラマ五世の受戒に立会った。以後ダライラマの側近に奉仕していたが、戊寅（一六三八）の年に至って帰国の途に就き、己卯（一六三九）の年の秋に、タルバガタイ Tārbaɣatai のハルバガイ Qarbayai / Xarɣaya（筆者註——タルバガタイ山脈の西端、現在ソ連領の Kapatya 河）にあったホシュートの故バイバガスの息子オチルト・タイジ Vēr-tu tayji の牧地に着いて、そこで冬を過ごした。この時、オチルト・タイジの兄弟アバライ Abalai の母、タイスン・ハトン Taysung qatun が亡くなったので法会を営んだ。⁽²³⁾翌年（一六四〇）の夏、ブラナイ Bulanai のウスン・フジル Usun qujir にサヘンサ・フタタヤ Yangja qutytu / Inzan xutuqtu ⁽²³⁾が招かれて、ハトンの塔を開光した時に、ザヤ・パンディタはカンボ・ノムン・ハーン Kambo / Mkan-po nomun qan と法論を闘わした。⁽²⁴⁾

以上の記述に続けて、『ザヤ・パンディタ伝』は次のように伝えている。

「それから七旗モンゴル(ハルハ)のジャサクト・ハーンがウラブー・シェーシン Ulabu segein という使者を遣わして(バンディタを)招いた。そこで庚辰(一六四〇)の年を出て辛巳(一六四二)の年の正月を過ぎて、辛巳の年の春、テムル・チュルゴ Temür coryo (ザイサン・ノール西部に南から注ぐ河)から上にのぼった。ジャサクト・ハーンのところから、トシェート・ハーンのところを招いた。トシェート・ハーンのところから、マハ・サマディ・チュエチェン・ハーン Mag-a samadi tcečen gan が招いた。完全なる宿命を持つ者たちを法をもつて満足させ、七旗三大ハーンのラマとなった。そのころ七旗(モンゴル)と四オイラットは会盟したのである。cilya bui/cuulyan cuulugan bui。モンゴルのジャサクト・ハーン、オイラットの二人のタイジを首めとする者たちである。ジャサクト・ハーンが『一、二年我等のもとにおれ』と言った時、(バンディタは)『三人の聖者のお言葉によると、オチルダラ・フトクト Veir dhara qutuytu/Oñradhara xutuytu が七旗に出かけるがよい、私は四オイラットに出かけるがよい、と言ったことがあるので、私は遅滞なく帰ろう』と言うと、ハーンも『尤もである』と言った。」

ザヤ・パンディタはこの後、一六四二年の冬にはブガス Bugas (ザイサン・ノール西端に西方から注ぐ Byras 河)にいたオチルト・タイジのもとに戻って、そこで冬を過ごしている。

このように、『ザヤ・パンディタ伝』によっても、一六四〇年のモンゴル・オイラット会議の提唱者がハルハのジャサクト・ハーンと、そしてオイラットでは二人のタイジたち、即ちジューン・ガルのバートル・ホントイジと、ホシュートのオチルト・タイジであることがわかり、先のロシア使節の報告と合わせて考えると、会議がジャ

サクト・ハーンの領地であるハルハの地で開催されたことは明らかである。パンディタ自身は會議に参加しなかつたが、翌一六四一年になって、オイラットと同盟關係を結んだモンゴルのジャサクト・ハーンに招かれて、ハルハの地に出かけたのである。會議に関する二句は、オイラットの僧であるパンディタがモンゴルのジャサクト・ハーンに招待された理由を説明するためにここに挿入されているのであつて、一六四一年に會議が開かれたことにはならない。

さて、以上見てきたように、法典前文、法典の内容、ロシア使節の報告、『ザヤ・パンディタ伝』の記述、これらすべてが、一六四〇年のモンゴル・オイラット會議はハルハ即ちモンゴルのジャサクト・ハーンの提唱によつてハルハの地で開催されたことを証明している。このように明白な史実を、一体若松氏はどのように否定して、「一六四〇年の大法典こそジュンガル王国成立の記念碑的所産であつた」と曲説しようとしているのか、最後に見ておきたい。

若松氏はまず、法典の内容についてのリヤザノフスキーの言「内容から見ると、法典は西蒙古諸種族の生活に関するものであり、事実、法典は長い間西蒙古人（オイラット及びカルムック人）の間に効力を有し、ハルハ人の間には効力をもつていなかった。この点から、法典の立案者はオイラット人でセイム（集合）はたしかにジュンガリアで行われたと結論し得る」に拠り、「大法典は西蒙古人社会に最も適合するように制定されていたのであり、それ故にこそ後にガルダンによりこの法典を補足する二つの敕令が發布され、またヴォルガ・カルムク人の間に一九一七年まで効力を有していたのである。これに反しハルハ人の間ではその地方的慣習法に基づき十八世紀初以来一連

のハルハジロムが制定されて、大法典は効力を失って行ったのである。以上の如き大法典の性格から見れば、その制定の立案者はバートル・ホンタイジであり、制定のための集会の場所もジュンガリアこそ適しいのであって、その場所をハルハに置く必然性は、何も、ないであろう（傍点筆者）（一〇五—一〇六頁）と言う。

しかし問題は、適しいか適しくないか、必然性があるかないかではない。史実がどうであったかなのである。後世ハルハでこの法典が効力を失い、オイラット、その中でもとりわけヴォルガ・カルムックの間にのみ長く効力を有したのは、ハルハはガルダンの侵入を受けて十七世紀末に清朝治下に入り、一方「ジュン・ガル・ハーン国」の方も十八世紀中葉、清朝に征服されたために、これらの地に清朝の法律が適用されるようになったからに他ならない。後世の事情を根拠として、法典の立案者と成立の場所を臆測するのでは、時代錯誤のそしりを免れない。

「法典の立案者はバートル・ホンタイジであり、制定のための集会の場所はジュンガリアである」などと記した史料は全く存在しないのであるが、あくまでこれを主張する若松氏は、次のような説明をするのである。「この法典制定のための集会は、清朝の擡頭に怯える北モンゴル族（筆者註——ハルハのことをロシア人研究者はこう記す）に諸手を挙げて歓迎されたであろう。彼らとの軍事同盟はバートル・ホンタイジにとっては、ジュンガル王国の背後から直接加えられる軍事的脅威を除去する意味で重要であった。しかし当の清朝に対してはジュンガリアのバートル・ホンタイジには未だその脅威を深刻に感じ取られてはいなかったであろう。」（一〇六頁）

この若松氏の論は奇妙である。即ち、「清朝の脅威を深刻に感じていなかった」バートル・ホンタイジが提唱して、「清朝の擡頭に怯える」ハルハと「軍事同盟」を結んだ。しかもバートル・ホンタイジはハルハを「軍事的脅

威」と感じていた、ということであろうか。しかし、もしバートル・ホンタイジがハルハからの「軍事的脅威」を除去したければ、清朝と同盟を結ぶ方がより自然で合理的であろう。結局、これも又若松氏の意図に反して、同盟を提唱したのは清朝を「軍事的脅威」と感じたハルハ側であったことの証拠となるのである。

さらに若松氏は奇妙なことを言う。「ヴォルガ河流域のトルグート部長ウルリユクは余りにも遠隔地に居て清朝の脅威とは無縁であったはずであり、又ホシュート部のグシ・ハーンはいち早く清朝へ遣使入貢して、清朝との友好路線を闡明していたのである。そうした情況にもかかわらずウルリユクもグシ・ハーンも集会に参加しているのである。その事実も亦集会がバートル・ホンタイジにより提唱されたことを裏書きするものであろう。」(一〇六頁)

これに至っては、筆者には全く意味不明である。ヴォルガ河のトルグート部も青海のホシュート部も四オイラット連合の一部であるから、どのような会盟にも参加するのが当然なのである。そのことと、バートル・ホンタイジがモンゴル・オイラット会議の提唱者であるという説と、一体何の関係があるのだろうか。

以上により、「バートル・ホンタイジはオイラト族を統一した後、一六四〇年に大法典を制定した」という若松氏の説が、何の根拠もないことが明らかになった。第二章ですでに「オイラト族の民族国家ジュンガル王国」など存在しなかったことを明らかにしたので、これで、筆者に対する反論の形式を取った今回の若松論文「ジュンガル王国の形成過程」は論拠を失ったのである。この後如何に多くのロシア史料を引用しようとも、存在しなかった「ジュンガル王国の形成をバートル・ホンタイジに帰す立場に立つ」(若松、七六頁)限り、十七世紀のオイラッ

ト史を「実証的に論じた」(同)ことにはならない。

筆者がかねてから言うように、一六七六年ジューン・ガル部のガルダンが、ホシュート部のオチルト・チエチエ・ハーンを襲い、その衆を併せて自らドルベン(四)・オイラットのハーンとなるまで、「ジューン・ガル・ハーン国」は存在しなかった。それでは、ガルダンの登場する以前のオイラットはどのような状態にあったのかを、次章で、若松氏の誤謬を指摘しながら論ずることにする。

四 ホシュートのハーン位

オイラットの歴史は古く十三世紀に溯るが、そこから十七世紀に至るオイラット史に関してはすでに別稿で詳しく論じているので、本論では若松氏が研究対象とする十七世紀初頭からに限定する。さてまず、筆者が前掲「十七世紀のオイラット」で行なった若松説批判の論点を、ここで再び簡単に述べることにしよう。⁽²⁸⁾

第一は、一六一六年にカルマツク(リオイラット)に派遣されたロシア使節ペトロフとクニチンの報告中の「全カルマツクの筆頭のタイシャ、ボガテリ・タライ・タイシャ」が誰かという事。若松氏はこれを誤ってジューン・ガルのバートル・ホンタイジに比定したが、実はこれはドルベトのダライ・タイシである。

第二は、一六二〇—二三年の、ハルハのウバシ・ホンタイジ即ちアルタン・ハーンとオイラットとの戦争について。若松氏はジューン・ガルのハラフラがこの戦争を指揮し、オイラットの独立を勝ち取った立役者だと言うが、オイラット史料によるとこの時四オイラットを率いたのはホシュートのバイバガス・ハーンであり、ロシア史料と

合わせて考えると、ハラフラが最初にウバシ・ホンタイジに攻撃をしかけて破れた後、四オイラット連合軍が決戦に乗出してウバシ・ホンタイジを殺したことがわかる。

第三は、一六二五年のオイラットの内乱について。若松氏はこの事件をズラートキンの言う通りに「ハラフラの息子チン・タイジの遺産をめぐるその兄弟バイバガス・タイジとチュクル・タイジの争いから、オイラットの内戦を惹起した」と述べたが、これは実はホシュートのバイバガス・ハーンとその同母異父兄⁽³⁰⁾チョークルの、兄弟の遺産をめぐる争いで、この争いの結果一六三〇年までにバイバガス・ハーンは殺されていたのであった。

第四は、一六三六年のグシ・ハーンの青海遠征について。若松氏は「ホシュートのグシ・ハーンの青海進出についても、ジューン・ガルのバートル・ホンタイジが主宰したのであって、グシ・ハーンとしてはその意を受けて戦勝後も青海に留まったと考えるべき」だと言うが、チベット史料ではグシ・ハーンがバートル・ホンタイジを連れて青海に赴き、ハルハのチョクト・ホンタイジの軍を破った後、彼に「バートル・ホンタイジ」の称号と、娘を妻として与えて故地に帰らせたと伝えている。明らかにグシ・ハーンの方がバートル・ホンタイジよりも上位に位置したのである。

第五に、本論でもすでに論じた一六四〇年のモンゴル・オイラット会議について。

第六に、バートル・ホンタイジを継いだセンゲの時代、若松氏の言うような「ジューン・ガル・ハーン国」は存在しなかったという事。

以上を通じて筆者は、若松氏に至る過去の研究者の誤謬は、十七世紀のオイラットをのちの「ジューン・ガル・

「ハーン国」のイメージを投影して整理してしまつたため生じたのであつて、十七世紀のオイラット史を根本から考へ直さねばならないと結論した。この結論は現在も全く変更の必要を認めない。

若松氏は今回、第一と第三においては筆者の批判を全面的に受け入れた。その表現の仕方には若干の不満も残るが、⁽³¹⁾まずは結構である。しかしその他については、誤つた自説を補強しようとして、論理の矛盾も顧みずさらに誤謬を重ねている。批判の第五と第六についてはすでに本論第二、三章で論じたので、ここでは第二と第四について、まず筆者自身の見解を明らかにした後に、若松氏の誤謬とその原因に触れたいと思う。

一六二三年に、四オイラット連合軍はハルハのウバシ・ホンタイジ即ち初代アルタン・ハーンを殺した。これによつてオイラットは、それまでのモンゴルに対する服従・貢納義務から解放されたのであつた。この時までもオイラットに優れた指導者が何人もいたことが知られるが、⁽³²⁾エセン・ハーンが殺された後オイラットでハーンを称した者は一人もいなかった。⁽³³⁾ところが、オイラットにハーンとして君臨したウバシ・ホンタイジを殺し、モンゴル軍を破つたこの時点で、オイラットはモンゴルとは無関係に、自らの手でハーンを推戴することができるようになつた。こうして選出されたオイラットの初代のハーンが、ホシュートのバイバガス・ハーンだったのである。十七世紀末に書かれた『ザヤ・パンディタ伝』が、一六一六年のザヤ・パンディタの出家時点でバイバガスを「バートル・ノヤン」と呼び、一七三七年に書かれたガワンシャラブの『四オイラット史』は「四オイラットのたづな、バイバガス」と言い、同じことを一八一九年にバートル・ウバシ・トゥメンは「独立する四オイラットをことごとく治めていたハーンはバイバガスであつた」と書いたのは、⁽³⁴⁾このためである。即ち、一六一六年段階ではバイバガス

はまだハーンではなかったが、一六二三年のウバシ・ホンタイジの死後ハーンに選出されたため、後代になるとそれ以前もハーンであったように書かれたのである。

バイバガスがハーンになってまもなく、同母異父兄チョークルとの兄弟の遺産をめぐる争いが起こった。チョークルの反撥の原因はハーン位のことであったかもしれない。バイバガスはこの争いのために殺され、ドルベトのダライ・タイシとバイバガスの弟のグシ・ハーンとその兄のクンデレン・ウバシは、ウラル河までチョークルを追って、一六三〇年その部衆を殺害した。そして、グシ・ハーンは兄バイバガスのハーン位を継承したのであった。バイバガスの未亡人グンジュ・ハトン⁽³⁵⁾をグシ・ハーンが娶ったことによっても、この兄弟間のハーン位継承を裏付けることができる。

ホシューートのグシ・ハーンは、即位後、ジューン・ガルのバートル・ホンタイジに、副王の意味を持つホンタイジ号を授けたのであった。ロシア史料に「コンタイシャ」が登場する一六三四年より以前のことであったと考えねばならない。故バイバガスとグンジュ・ハトンの間に生まれたオチルトは、一六六六年にダライラマ五世からチェン・ハーンの称号を賜わるまで、ハーンの息子としてのタイジ号を有しただけである。先に言った通り、モンゴルにおけるホンタイジ号は、中国の皇太子とは異り、ハーンに次ぐ副王を意味する終身の称号である。ジューン・ガルにバートル・ホンタイジと呼ばれる人物が登場したこと自体、この時期オイラットにハーンが存在したことの証拠となる。実際、チベット史料は、グシ・ハーンに、ダライラマの授けた「持教法王」号以外にモンゴル語の「ゲゲン・ハーン *Gegen gayan*」という称号もあったことを伝えている⁽³⁶⁾。グシ・ハーンがバートル・ホンタイ

ジに自分の娘を与えたことも、ハーンとホントイジの関係、さらにこの時期のホシュートのジューン・ガルに対する優位を雄弁に物語るものである。

オイラットのハーン位は、一六二三年以降、一六七六年にジューン・ガル部のガルダンがホシュート部のオチルト・チュチェン・ハーンを襲い、彼を捕虜にするまで、ホシュート部に存した。強いて言うならば、この時期のオイラットを「ホシュート・ハーン国」と呼べないこともなからう。しかし、すでに論じているように、当時のオイラットに、現代の我々が考えるような「民族国家」の概念をあてはめることが誤りなのである。

筆者は、ジューン・ガルのハラフラとバートル・ホントイジの勢力を正当に評価しているつもりである。ハラフラは、確かにハルハのウバシ・ホントイジをてこずらせ、オイラットの勝利のきっかけを作った人物であったし、その子のバートル・ホントイジは、当時のオイラット連合においてハーンに次ぐ人物であったことは、その称号からでも明らかである。しかもグシ・ハーンが、当時のオイラットにとって最も重要な地であった青海平定に赴いた後は、バートル・ホントイジが留守居役として絶大な勢力を有したであろうことは想像に難くない。しかしそれによって、バートル・ホントイジが「ジューン・ガル・ハーン国」或いは「ジュンガル王国」の「君主」であったと言ふことはできない。

若松氏はジューン・ガルのバートル・ホントイジの権力を誇張するために、ホシュートのハーン位について史料の裏付けの全くない説明を作り上げる。例えば以下の如く言う。「グシ・ハーンにはホシュート部長を継ぐ正当な権利がなかったと考えられる以上(筆者註——兄の故ハーンの未亡人を娶っていないながら、どうして権利がなかったと考えられる

のであろう、バイバガス横死直後ホシュート部を総攬する地位に立ったのも、緊急事態に対処するための臨時的意味合いのもの、と解する他ない。しかし、この事態もチヨクルの敗死を以て解消に向かったはずである。グシ・ハーソンとしては、恐らく一六三〇年直後に故バイバガスの大権をグンジ・ハトゥンとその子オチルトゥに委ねて、自らは側面からこの二人による支配体制を支持する立場に立ったのであろう。ここにはホシュート部長の大権はあくまでバイバガスの嫡子に譲られねばならないとする掟の如きものが敷衍したと考えられる。(傍点筆者) (九四頁)

しかし、何故そう「解する他ない」のか、その「はずである」のか、そう「考えられる」のか、若松氏には有効な説明はない。このような若松氏の根拠のない、臆測に臆測を重ねた推論は、十七世紀のオイラット史を昏迷に引き入れるだけである。若松氏の暴論の実例は以上に止まらないが、すべて同種の誤謬に属するから、これ以上くたくたく論じるのは避けることとしたい。

五 結 び

十七世紀にドルベン・オイラットが活躍した地域は、現在、中ソ間の国境問題の焦点となっている地帯である。当然、ソ連における研究は、自国の国益に奉仕するべく構成されているのであって、ロシアと関係の深かったジューン・ガルの役割のみを強調し、中国と関係の深いホシュートの動向を軽視するところに、よくその特徴が現われている。若松氏の誤謬の原因は、そうした性質のソ連人の研究を盲信するところに存する。

十七世紀に入って大挙してシベリアに進出したロシア人の残した、モンゴルやオイラットに関する記録は、確か

に史料として第一級のものである。しかし、ロシア人研究者の解釈を離れて、独自に批判的に利用することによって始めて、豊富なロシア古文書資料はその真価を発揮することになる。

十七世紀のモンゴル民族は、ロシアとのみ接触があった訳ではない。満洲人の建てた中国王朝清や、仏教の聖地チベットと、より密接な関係を維持していたのである。また、モンゴル民族の内部における相互関係、例えばハルハとオイラットの対立などが、ロシアとの関係以上に彼等にとって重要な関心事であった。そして、ロシアではなくチベットこそが、当時のモンゴル人の精神的な依り所であり、権威であったのである。

ロシア人と接触のあった者だけを過大に評価して、十七世紀のオイラット史を論じてはならない。ロシア人は、当時のオイラットの生活空間の、僅かに北方の一部分でだけ彼等と接触したのである。我々は、オイラット人自身の書き残した史料、前述の『ザヤ・パンディタ伝』や、エムチ・ガワンシャラブとバートル・ウバシ・トゥメンの二つの『四オイラット史』を利用しながら、ロシア史料の新たな見直しを図らねばならない。また、貴重なチベット語史料『ダライラマ五世伝』や『パクサムジュンサン』も必読文献である。

十七世紀はオイラットが最も活躍した時代であった。その範囲は広大で、異なる言語の史料が豊富に存している。十七世紀のオイラット史研究は、依然として未解決の問題を多く残すが、当時の北アジアの大勢を見通した上で豊富な史料を対照するならば、今後大いなる発展が望めるであらう。

註

- (1) И. Ф. Залкин, История Джунгарского Ханства (1636-1758), Москва, 1964. (以下、И.Ф.З.と略称)
- (2) 発表要旨は、岡田英弘氏による彙報「第六回東亜アルタイ学会」(『東洋学報』六三—三・四、一九八二年三月)に記載されている。発表全文は『第六回東亜阿爾泰学会會議記録』(台北市政府印行、中華民國七二年六月)、二二—一三七頁に掲載されている。
- (3) 宮脇、前掲「十七世紀のオイラット」(以下「宮脇、一九八一」と略称)四〇—四一頁。
- (4) この学会発表においては、大要、本論の所説を述べたが、それに対して、若松氏から次の四点の反論があった。
- (一) 一六一六年のボガティル・タライ・タイシヤがドルベトのダライ・タイシである指摘したのは宮脇が最初ではない。ロシア・モンゴル関係史料集(筆者註 *Материалы по истории Русско-Монгольских отношений, 1607-1636. Москва, 1959.* 以下 *МИРМО* と略称)がすでにそう言っているが、若松はたまたま「カラクラの生涯」(『東洋史研究』二二—四、一九六四)を書くにあたって、その立場を取らなかったのである。
- (二) 学界展望、研究ノート、学会における口頭発表等の形式で批判を行なうのは建設的ではない。なぜ実証論文を書

ガルダン以前のオイラット 宮脇

いて自説を発表しないのか。

(三) 宮脇は、自分の論文でロシア外交文書を引用するにあたって若松の日本語訳を利用しているが、これは不当である。宮脇がロシア語を読めるならば、なぜ自分の訳を示さなかったのか。

(四) 宮脇の批判によると、若松の説はいかにもズラートキンそのままであるかのように聞こえるが、修正した部分もある。例えば、ズラートキンは、ジューン・ガル・ハーン国の成立年代を、バートル・ホンタイジがジューン・ガル部長となった一六三五年としているが、若松は、モンゴル・オイラット法典の調印された一六四〇年を以って、バートル・ホンタイジの王権が確立したものとし、この年をジューン・ガル王国の成立年とする。

これに対して、宮脇は次のように再批判を行なった。

(一) 宮脇は、一六一六年のボガティル・タライ・タイシヤの、ドルベトのダライ・タイシへの比定を、自己の創見と主張したことはない。若松のバートル・ホンタイジへの比定が誤謬であることを指摘しただけである。(実際、宮脇は一九八〇年に行なった学界展望、一四四頁で、「このダライ・タイシヤがズラートキンの言うようにドルベトのダライ・タイシであり、……(後略)」と述べている。)

(二) 『史学雑誌』に掲載された「十七世紀のオイラット」

第六十五卷 一一五

を、宮脇は実証論文として提出したのであって、これを研究ノートとして分類したのは史学会の便宜上である。また、その後自己の見解は、すでに「モンゴルIIオイラット關係史」として発表している。

(四) 宮脇は、若松の日本語訳を無批判に利用したわけではない。原文にあたって、正確であることを確かめた上で引用した。日本語訳がすでにあるものを、語句を多少入れ換えて自己の訳として提出するような態度は取るべきではないと考えたのであり、若松の訳がないものについては、独自の訳文を掲載している。若松が今回の論文において行なったような、屋敷(屋敷健一「バートゥル・フンタイジの登場——ジュン・ガル王国勃興史に関する一考察」『史朋』一三、一九八一。以下「屋敷、一九八一」と略称)及び宮脇の日本語訳の存在について一切触れないことこそ不当である。

(四) 一六四〇年のモンゴル・オイラット会議がハルハのジャサクト・ハーンの提唱によって開かれたことは、この時制定された『モンゴル・オイラット法典』の前文に明記されており、『ザヤ・パンディタ伝』にも同様の記述がある。さらに開催地がバートル・フンタイジの領内のタルバガタイでなく、ハルハの地であったことは、この時バートル・フンタイジのウルスを訪問したロシア使節の報告からも立

証できる。リヤザノフスキーの言「法典は長い間西モンゴル人(オイラット即ちカルムック人)の間に効力を有し、ハルハ人の中には効力をもたなかった。この点から、法典の立案者はオイラット人で、集会は確かにジュンガリアで行なわれた」に拠って、若松は「大法典は西モンゴル社会に最も適合するよう制定されていたのであるから、その制定の立案者はバートル・フンタイジであり、制定のための集会の場所もジュンガリアこそ適しい」と言っているが、史実誤認も甚しい。法典の成立した一六四〇年当時、ハルハはまだ清朝から独立を保っており、その後十七世紀末に至って清朝治下に入ったために、かつての法典が効力を失い、ハルハに清朝の法律が適用されるようになったのである。後代この法典がオイラット即ち西モンゴル人社会にのみ効力を有したから、立案者がオイラット人であり、集会の地がジュンガリアであるなどと言うのは、完全な時代錯誤である。よって、モンゴル・オイラット法典の制定を以ってバートル・フンタイジの王権確立の証拠とする若松説は、全く成り立たない。

これに対して、若松氏の再反論はなかった。

(5) 若松氏はこれまで、モンゴル語 *Oyirad* を「オイラット」と表記していたが、これは「オイラト」或いは「オイラット」と表記するのが正しいという筆者の指摘(宮脇、

一九八一、六〇頁)により、ここでは改められたのは結構である。

(6) 元朝崩壊後のモンゴルとオイラットの定義については、宮脇、一九八三を参照されたし。

(7) 『蒙古源流』(Erdeni-yin tobci, 1662.) に「*トヤン*ト、オイラットのトガン [Oyan (トヤン)・タイシが武力でモンゴルを征服した後、昔のモンゴルのハーンたちのようにハーン号を取らうとして、チンギス・ハーンの神殿に供物を奉って後ろを向いた時、神殿の金の簾が音を立て、真中の穴にあった矢が震動して、途端にトガン・タイシは矢傷を受けて倒れ死んだのであった。人々は、チンギス・ハーンのお気に召さなかったのだと言い合ったとある (Nasun-baljur (red.), *Sagang secen: Erdeni-yin tobci. Monumenta Historica, Tomus I, Fasc. I, 1958. Ulanbator, pp. 170-171.*)。少なへん『蒙古源流』の作者であるオルドスのサガン・セチェン・ホンタイシ Sayang seten gong tayiji は、モンゴルを治めるのはハーン Qayan とジンン Jhong (晋王) の二人で、オイラットを治めるのはタイシとトチンサン Qingsang (丞相) の二人である (ibid. p. 181) と考えていた。オイラットのエセン・タイシは一四五三年に即位してモンゴルとオイラット双方のハーンとなるが、まもなく殺され、その後本論で扱う十七世紀前半までオイ

ガルダン以前のオイラット 宮脇

ラットにハーンは登場しない。

(8) 若松、前掲「ジュンガル王国の形成過程」(以下「若松、一九八三」と略称)一一〇頁。

(9) 若松「オイラット族の発展」(岩波講座世界歴史一 中世七) 岩波書店(一九七二)八九頁。

(10) 田山茂『蒙古法典の研究』(日本学術振興会、一九六七) 附図一一二頁。С.Д. Даликов, Их Цаас «Белиное уголовное», Москва, 1981. стр. 124-5.

両者ともに誤訳があり、田山氏のものには人名の脱落も見られるので、筆者が新たにオイラット文より訳出した。文字の異同については、両種のテキストを校合して、より正確な方に従った。若松氏が Даликов 氏の解説部分を引用(若松、一九八三、一〇六頁)しながら、オイラット及びモンゴル文の法典前文の存在を無視するのは、奇妙なことである。

(11) 宮脇、一九八三、一七〇—一七五頁。

(12) 同右、一七五—一八七頁。

(13) 田山前掲書、一二三—一二五頁。宮脇、一九八三、一八二頁。

(14) 岡田英弘氏がすでにこの法典を「同盟条約」と定義し、部族間の紛争を平和に解決することを規定したものであると説明している。『北アジア史(新版)』(山川出版社、

第六十五巻 一一七

一九八一)、二二四頁。

- (15) 島田正郎『北方ユーラシア法系の研究』(創文社、一九八一)、二二三頁。

- (16) 同右、二五一―二七頁。

- (17) Русско-Монгольские отношения, 1636-1654. Москва, 1974. Док. No. 47, pp. 203-205.

この会議の時期にバートル・ホンタイシがハルハ方面へ赴いていた事実がロシア史料中であると、すでに屋敷氏が指摘しているが、詳細は記していない。(屋敷、一九八一、一九頁)

- (18) A. Дувандяков, Монгол Орос Толь. Москва, 1957. стр. 51. 等 参照。なお、J.F. Baddeley, *Russia, Mongolia, China, in the XVIIth, XVIIIth & early XVIIIth centuries*. New York, 1919. Vol. II, pp. 122-123. など不完全ながらもこの時のロシア使節に関する記述があるが、ハッチレーは *поход* の意味を誤解し、「コンタイシヤはいつものようにモンゴル人と戦って留守だった」と述べている。しかし、実際にはロシア使節メンシヨイ・レメンフの報告中、モンゴルとの戦争に関する言及は全くない。
- (19) Синьцзуньтэкистуна *Kathabhadra, Rabyamba caya-bandaidayin tuyuji sargan-u geres kemeki ene mehi bolai*, *Corpus Scriptorum Mongolorum*, Tomus

V, Fasc. 2, Ulanbator, 1959. (以下 CBT と略称) オイラット文テクイストナ *Biography of Caya Pandita in Ornat characters*, *Corpus Scriptorum Mongolorum*, Tomus V, Fasc. 2-3. Ulanbator, 1967. (以下 BCP と略称)

(20) 若松氏がこれまでのオイラット史に関する一連の研究で利用した『ザヤ・パンディタ伝』の翻訳は、おおむね *История* の引用に拠った重訳である。ズラートキンの引用に誤謬が多いことについてはかつて触れたが(宮脇、一九八一、六二頁、註(24))、『ザヤ・パンディタ伝』のその他の部分でも、ズラートキンはホシユート部に関する多くの記事を故意に落とし、シユーン・ガル部に関するもののみを拡大解釈していることが明らかである。

(21) 詳細は、宮脇、一九八一、五〇―五二頁。同、一九八三、一七七頁、参照。

(22) オチルト・タイシ(のちチエチェン・ハーン)の母はタンシユ・ンタン *Güngjia gatan* で、一六五二年の冬にハラル *Qara tai* (ハルハシ湖で南から注ぐ *Kaparaa* 河)で亡くなっている。(CBT, p. 21.)

(23) これは、前出の一六四〇年に制定されたモンゴル・オイラット法典前文に登場する三ツトクトの一人、ウエンサ・リンボチェと同一人物である。

(24) CBT. pp. 3-6, BCP. pp. 3-4, 38-40.

(25) CBT. pp. 6-7, BCP. pp. 4, 40.

(26) CBT. p. 7, BCP. pp. 5, 40.

(27) 筆者は以前にも『ザヤ・パンディタ伝』のこの部分を引用した(宮脇、一九八一、五七頁)が、これに対して若松氏は次のように言う。

「当の訳文がかなり恣意的であり(例えばその訳文によれば、法典制定の集会の年は巳の年＝一六四一年になってしまふであろう)、原文に就いて見ても氏の言うような解釈を引き出すことは不可能である」(若松、一九八三、一一六頁)。

しかし、実情は本文に述べた通りで、若松氏が一体何を指して「恣意的である」と言うのか筆者には理解し難い。

(28) 宮脇、一九八三、参照。

(29) 宮脇、一九八一、参照。

(30) 宮脇、一九八一の発表段階では、ロシア史料中バイバガスの兄弟として登場するこのチョークルの出自を突き止められなかったが、掲載二ヵ月後の一九八一年十二月に開催された第六回東亜阿爾泰学会において、チョークルが父系ではバイバガスの再従兄であり、しかも同じくアハイ・ハトン之母とする同母異父兄弟であることを、モンゴル史料によって明らかにしている。チン・タイシヤはチョーク

ルにとつては父をも同じくする兄弟であつて、その遺産を同母異父兄弟でしかないバイバガスと等分することがチョークルには不満であつたと筆者は考へる。詳細は宮脇、一九八三、一七六一―一八二頁。若松氏は今回、『西域同文志』系譜によつて、「宮脇はこの三人の關係を系譜上に比定できなさいでいるが、チンとチョークルは兄弟であり、彼らに対してバイバギシュは再従兄弟であるから、ロシア情報中彼らを兄弟と伝えたのは再従兄弟の誤伝と見なさなければならぬ」(二二二―二三頁)と言うが、『西域同文志』系譜の存在は筆者もかねてより認識していた。ロシア史料中の「兄弟 Sair」の意味を確認するまで比定を控えただけである。事実、ロシア史料は正確な情報を伝えていたことが今では明らかであり、若松氏のように「誤伝」として片付けるのはあまりに安易と言わざるを得ない。

(31) 筆者の第一の批判、一六一六年のロシア使節の報告中の「ボガティリ・タライ・タイシヤ」の比定を、若松氏は MPMO の編者注及び馬曼麗「巴圖爾渾台吉与俄国」の批判によつて、ドルベトのダライ・タイシに改めたと言ふ(七七―七八頁)。しかし実際は、筆者が指摘するまで若松氏は説を変えなかつたし、筆者の批判と同時期の屋敷氏の批判(屋敷、一九八一、二一―三頁)も、氏の引用史料のみを利用して(若松、七七頁)、批判を受けた事実は無視し

ている。今回若松氏の依った MEMMO の編者とは実はズラートキンで、若松氏自身がかつて、ズラートキンがタライ・タイシヤをすべてドルベトのダライ・タイシに比定したことを手厳しく批判した。(書評 *Myers*, 『東洋史研究』二五―二、一九六六、一〇二頁) このような実情を若松氏は完全に隠蔽しようとするのである。

(32) 例えばホイトのエセルバイ・キヤ、ホシュートのハイナイ・ノヨン・ホンゴル、ドルベトのダライ・タイシ等。

詳細は宮脇、一九八三、一七五―一八三頁。

(33) 一七八八年に成立した『欽定外藩蒙古回部王公表伝』八十一、青海厄魯特部総伝に、ホシュートのバイバガス・

ハーンの祖父、ボボイミルザ(博貝密爾咱)が始めてオイラット・ハーン(衛拉特汗)を称したとあるが、これを裏付けるような史料は他には存在しない。二つの『四オイヤット史』、『バクサムジュンサン』、『シャラ・トージ』の伝えるホシュートの系譜に関しては、岡田英弘「ドルメン・オイラットの起源」『史学雑誌』八三一六、一九七四) 二九―三六頁を参照のこと。

(34) 宮脇、一九八一、五一頁。一九八三、一七七頁。

(35) Sunn pa mkhan po Ye shes dpal 'byor, Dpag bsam ljon bzang, Sata-Pitaka, Vol. 8, New Delhi, 1959, Part III, p. 160.